

財 政 局

令和元年6月5日

## 総務委員会資料

ふるさと納税の取組 関係資料

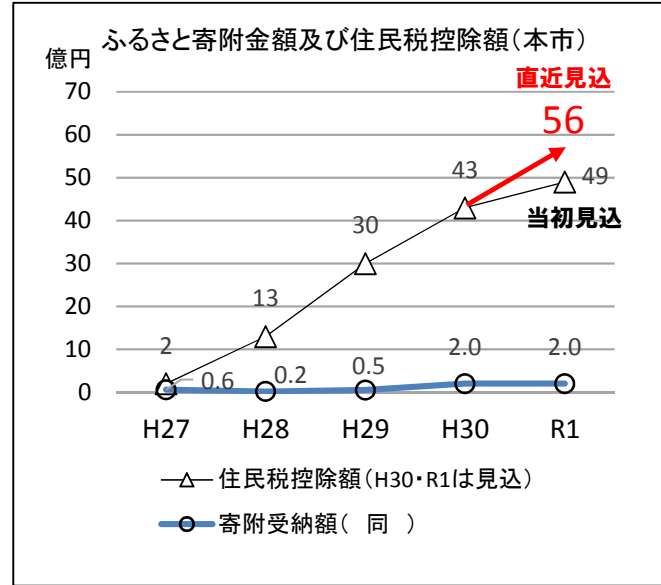
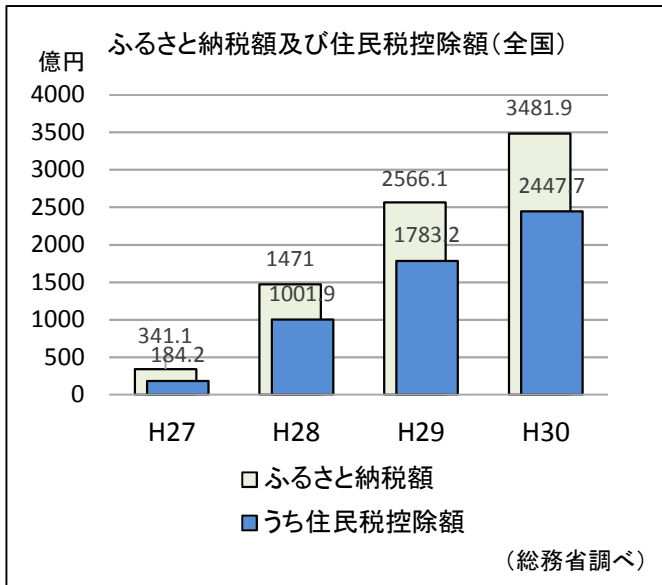
資料1 ふるさと納税制度の現状と今後の取組

資料2 ふるさと納税に係る推進体制

# ふるさと納税制度の現状と今後の取組

## 1 ふるさと納税制度の現状

- ◎本制度は、**ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え**、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とする趣旨で創設されたもの。
  - ・寄附者は、地方団体に寄附を行うと寄附額のうち一定額が個人住民税等から控除される。
  - ※川崎市民が他の地方団体に寄附をすると、川崎市の税収が減少する。
  - ・一方、各地方団体が独自の取組として行っている**返礼品の送付について、これを強調したふるさと納税の募集や、一部の地方団体において制度の趣旨に反するような返礼品**（金銭類似性が高い、資産性が高い、返礼割合が高いなど）を送付するなどの状況が生じた。
- ◎本市は、返礼品によって寄附を獲得するという、制度の趣旨から逸脱した実態に疑問があることなどから、**「返礼品競争」には参加しないスタンス**を採っている。



### 国の対応

- ◎国においては、**制度の運用実態が本来の制度の趣旨から逸脱**しているのではないかという指摘から、制度運用について度重なる見直しを地方団体に要請してきたが、**一部の団体が過度な返礼品を送付し続けたため、平成31年4月に地方税法を改正**。
  - ※ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定することとした。
- ◎本市は次の**指定基準に適合することが認められ、本年6月1日以降もふるさと納税の対象団体である**。
  - ①ふるさと納税の募集を適正に実施すること ←市民の寄附に対する返礼品の送付は不可
  - ②返礼品は返礼品割合を3割以内とすること
  - ③返礼品は地場産品とすること
- ・法改正により**「返礼品競争」に一定の歯止めがかかると期待されるが、制度そのものの認知度が上昇していることから、今後も市税への減収影響は続く**と見込む。

## 2 本市財政への影響

- ・本市は「今後の財政運営の基本的考え方」に基づき計画的な財政運営を進めているが、当面想定されている収支不足によって市民生活に影響が生じないように、**減債基金からの新規借入れによる財源対策を行う**こととしている。
- ◎令和元年度当初予算における**減債基金からの新規借入額は115億円で、ふるさと納税による減収額はその約半分に相当する49億円に達し、もはや看過できない**。
- ※ふるさと納税による減収額は、普通交付税で減収分の75%が補てんされるが、本市は不交付団体のため減収は直接的に収支不足の拡大につながる。

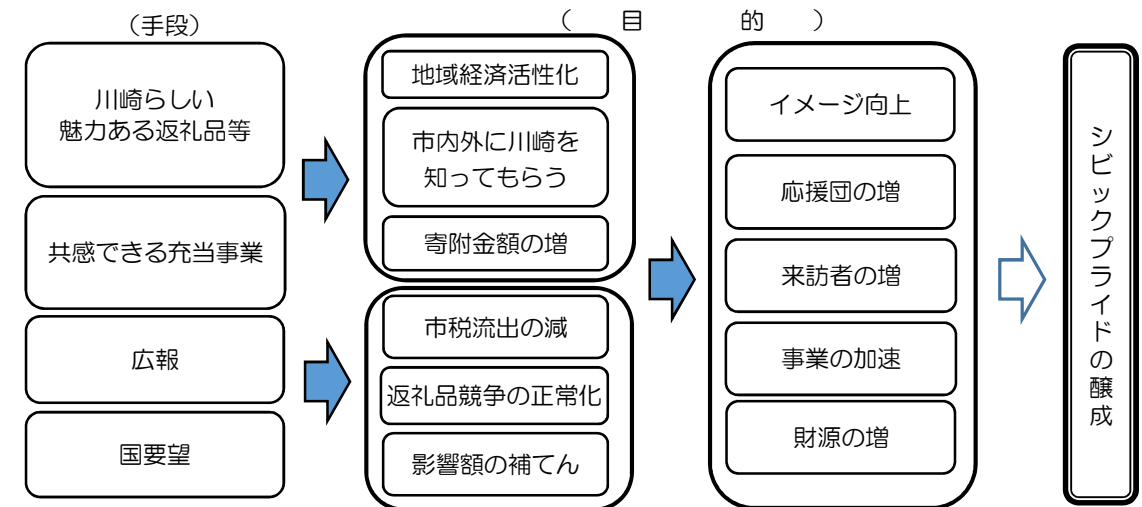
さらに直近の見込では**令和元年度の影響額は56億円**に拡大

市の魅力発信やイメージ向上を図る中での**一層の収入確保を目指す**。

## 3 今後の取組

### 取組方針

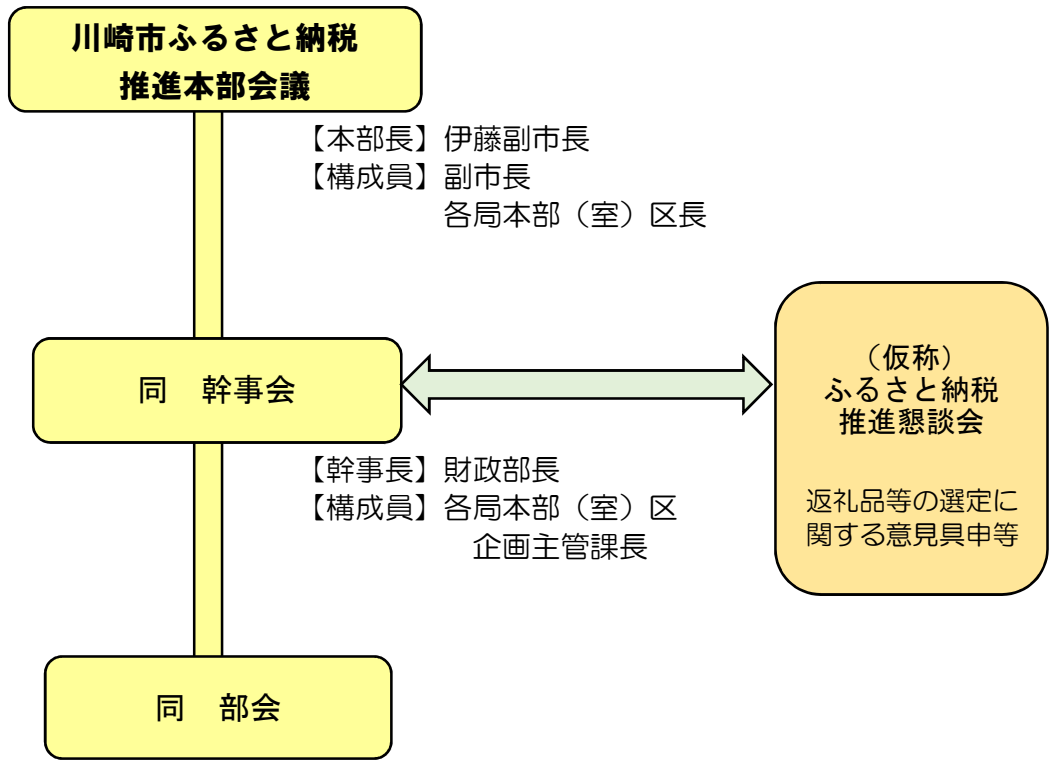
- ◎本市はふるさと納税制度の活用により、市内の魅力ある資源を発掘、再確認し、それらの魅力を市内外へ発信することを通じて、**川崎市のイメージを向上させ、応援してくれる方を増やし、来てくれる方を増やすとともに、事業を加速させ、財源を増やす**。
- ◎そうした取組の継続により、川崎市の魅力が広く認知されることを促進し、市民の**「川崎への愛着・誇り(シビックプライド)」の醸成**につなげていく。



### スケジュール

	令和元年					
	6月	7月	8月	9月	10月	～
返礼品・充当事業の開発	返礼品等選定			返礼品等決定	ポータルサイト運用開始	
その他の寄附手段の充実	銀行振込口座開設		クレジットカード納付開始			
流出対策広報	検討・実施					→
国への要望等	検討・実施					→

ふるさと納税に係る推進体制



- | 【手段】          |   | 【部会】     |
|---------------|---|----------|
| 川崎らしい魅力ある返礼品等 | → | 返礼品等検討部会 |
| 共感できる充当事業     | → | 充当事業検討部会 |
| 広報            | → | 広報対策部会   |
| 国要望           | → | 制度検討部会   |